

国民宿舎特別会計の経営健全化計画について

国民宿舎特別会計の令和2年度決算における資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となりましたが、令和4年3月31日をもって会計を廃止することから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断し、経営健全化計画を定めないこととしました。

資金不足比率の状況（令和3年度は見込み）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金不足比率（国民宿舎特別会計）	-	78.9	-

経営健全化計画を定めないこととした理由

令和4年3月31日をもって国民宿舎特別会計を廃止することに伴い、一般会計からの繰入を行い、令和3年度決算において資金不足比率が解消されることが確実であると判断したため。

総務大臣への報告

令和4年1月24日付で施行令第20条第2項の規定に基づき、総務大臣に報告しました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（経営健全化計画）

第二十三条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

（経営健全化計画の策定を要しない場合）

第20条 法第23条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が当該年度の前年度の中途である場合であつて、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められるときとする。

総務大臣 金子 恭之 殿

周南市長 藤井 律子



地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書

本市は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 資金不足比率	当該年度の前年度 (令和元年度)	当該年度 (令和2年度)	当該年度の翌年度 (令和3年度)
資金不足比率 (国民宿舎特別会計)	-	78.9	-

第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

令和4年3月31日をもって国民宿舎特別会計を廃止することに伴い、一般会計からの繰入を行い、令和3年度決算において資金不足比率が解消されることが確実であると判断したため。